

富山県ゆずりあいパーキング（障害者等用駐車場）利用証制度交付対象者及び確認書類

区分		交付対象者		確認書類	有効期限	
身体障害者	視覚障害	身体障害者手帳	1級～4級の方	身体障害者手帳	発行の日から5年以内	
	聴覚または 平行機能の障害		聴覚障害			1級～3級の方
			平衡機能障害			1級～5級の方
	肢体不自由		上肢			1級または2級の方
			下肢			1級～6級の方
			体幹			1級～5級の方
	脳原性運動 機能障害		上肢機能			1級または2級の方
			移動機能			1級～6級の方
	心臓機能障害		1級～4級の方			
	腎臓機能障害		1級～4級の方			
	呼吸器機能障害		1級～4級の方			
	ぼうこうまたは直腸の機能障害		1級～4級の方			
	小腸機能障害		1級～4級の方			
	肝臓機能障害		1級～4級の方			
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級～4級の方			
知的障害者	療育手帳所持者で障害程度欄がAの方	療育手帳				
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳1級または2級の方	精神障害者保健福祉手帳				
難病患者	特定医療費（指定難病）受給者 特定疾患医療受給者 小児慢性特定疾病医療受給者	受給者証				
高齢者等 （40～64歳の要介護認定者を含む）	介護保険の要介護状態区分が要介護1～5の方	介護保険被保険者証				
妊産婦	母子健康手帳を取得してから産後1年までの方 多胎の場合、母子健康手帳を取得してから産後3年までの方	母子健康手帳 多胎については、多胎児の人数分の母子健康手帳	母子健康手帳の取得から出産（分娩予定日）後1年の間 多胎の場合、母子健康手帳の取得から出産（分娩予定日）後3年の間			
その他けが人または病気等の者	けがまたは病気等により歩行が困難であることが診断書等により確認できる方	医師の診断書	医師の診断書等による必要期間以内 （1年以内）			